

街のいい顔み~つけた!



公民館だより

花いかだ

TEL(874)4422 有線4443

11月の公民館行事

町民、どなたでも参加できます。

親子読書の集い

とき：11月8日(土) 午前10時
 会場：井川町公民館
 内容：子ども向けのお話
 講話「絵本の楽しみ方」(大人)
 講師 谷 京子氏
 おはなしキャラバン(子ども)
 「紙芝居や絵本の読み聞かせ 他」
 を行っている間、子どもたちはに参加します。

三校園PTA「講演会」

とき：11月8日(土) 午後1時30分
 会場：井川町公民館
 演題：「地域活動を通して思うこと」
 講師：門脇光浩氏
 西明寺小学校PTA会長、秋田県議会議員
 元サラダハウス代表

移動公民館

とき：11月18日(火) 午前8時30分
 研修地：弘前市・津軽ねぶた村
 黒石市・黒石こみせ通り
 参加費：1人 1,700円
 募集人数：33人(先着順)
 申込み：参加希望者は公民館に申込みください。

全町卓球大会

とき：11月16日(日) 午前9時開会式
 会場：町民体育館
 参加：団体 3~4人1チーム
 (シングル2、ダブルス1)
 個人(シングルスのみ)
 申込締切：11月15日(土)

いかわを拓く町民のつどい

自ら考え、行動するまちづくり
 「町内会活動を見直す」

多くの方の参加をお願いします。誘い合ってお出てください。

日時：11月30日(日) 午前9時 ~
 会場：井川町公民館
 日程・内容
 8:30~9:00 受付
 9:00~9:15 表彰
 9:15~9:45 講話「町村合併について」
 齋藤正寧町長
 9:50~10:50 講話「八戸市根岸地区連合町内会の活動」
 講師 根岸地区連合町内会の代表
 10:50~12:30 全体会(皆さんでの話し合い)
 「これからのコミュニティ
 協働で楽しく進める町内会活動」

地域づくりの基本であり、要である町内会活動。それぞれの地域に合わせた町内会活動のあり方をみんなで考え、話し合っ、暮らしよい地域づくりをすすめていきましょう。

いろんな世界が待ってるヨ!

公民館図書室
 秋の夜長は、ゆっくり本に親しむのもいい。
 親子で、ひとりで・・・。
 あなたの読書を公民館の図書室がお手伝いします。
 購入してほしい本があったら、お知らせください。

11月の公民館活動

教室・講座	開催日・時間	会場・内容
いかわキッズクラブ	8日(土) 10:00	公民館「親子読書」
和太鼓サークル	22日(土) 10:00	公民館
自学自習支援事業	8、15、22、29日(土)8:30	公民館
いきいき女性セミナー	12日(水) 10:00	公民館「ことば遊び」
井川高齢大学・大学院	21日(金) 9:30	小学校「交流学習」

教室・講座	開催日・時間	会場
手話講座	4日、18日(火) 19:00	公民館
英会話教室	4、11、18、25日(火) 18:30、19:50	公民館
3B体操講座	5日、19日(水) 10:00	公民館
絵手紙講座	6日、20日(木) 9:30	公民館
お茶を楽しむ会	25日(火) 15:00、19:00	公民館
シュリンのクッキング教室	12日(水) 14:00	公民館

国保のしくみ

国保(国民健康保険)とは、病気やけがに備えて、加入者の皆さんが保険税を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費の補助などに充てる助け合いの制度です。

国保は、医療保険制度の一つとして、私たちが住む町が運営しています。



国保に入る人は

- お店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険に加入していない人
- 外国人登録していて、1年以上日本に滞在するものと認められた外国籍の人

国保を使えるときは

病院などの窓口で保険証(70歳以上75歳未満の人は高齢受給者証)を提示すれば、年齢などに応じた一部負担を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

① 診察	② 治療	③ 薬や注射などの処置	④ 入院および看護 (入院の食事代は別途負担します)	⑤ 在宅療養 (かかりつけの医師による訪問診療および看護)	⑥ 訪問看護 (医師の指示による)
------	------	-------------	-------------------------------	----------------------------------	----------------------

※平成15年4月に外来の薬剤にかかる一部負担は廃止されました。

交通事故などにあつたとき

交通事故にあつた、他人の飼犬にかまれたなど、第三者の行為によって、けがや病気をしたときでも国保が使えます。ただし、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですので、国保が医療費を一時的に立て替え、後で加害者に請求することになります。役場健康課に必ず届け出て下さい。

医療費は一部負担になります

年齢や所得などによっては、負担割合が変わります。

国民健康保険の被保険者

自己負担	3歳以上70歳未満	3割
	3歳未満	2割
	70歳以上	1割
	一定以上の所得がある70歳以上	2割

国民健康保険の退職被保険者

自己負担	本人	3割
	被扶養者	3割
	3歳未満	2割
	70歳以上	1割
	一定以上の所得がある70歳以上	2割

医療費が高額になったときは

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められれば、限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。70歳未満と70歳以上では自己負担限度額が異なります。

①70歳未満の人の場合

自己負担額が1ヵ月の限度額を超えたとき

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、表の限度額を超えた場合、その超えた分があとから支給されます。

3回目までの自己負担限度額(月額)

一般	72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
上位所得者*	139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯	35,400円

●下線部分は平成15年4月から、一般は361,500円から241,000円に、上位所得者は699,000円から466,000円に変わりました。

※上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯にあたります。

②70歳以上の人の場合(老人保健で医療を受ける人は除く)

70歳以上の人は、外来(個人ごと)の限度額を適用後に入院を含む自己負担限度額を適用します。入院の場合は、窓口での負担は入院を含む限度額までとなります。

自己負担限度額(月額)

	自己負担限度額	
	外来(個人ごと) A	外来+入院(世帯) B
一般	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円 (医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) (過去12ヵ月以内にBの自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は40,200円)
低所得者	I	8,000円
	II	8,000円

詳しくは
役場健康課
国民健康保険係へ
TEL 874-4431
(有) 44317